

平成18年2月28日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成17年(ネ)第4805号 授業料返還請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成16年(ク)第21128号)

口頭弁論終結日 平成17年12月20日

判 決

大阪府中央区西心齋橋2丁目3番2号

控 訴 人	株 式 会 社 ノ ヲ ヲ
同代表者代表取締役	猿 橋 望
同訴訟代理人弁護士	横 田 真 一 朗
同	佐 藤 久 文
同	松 井 秀 樹

東京都

被 控 訴 人

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文と同旨

第2 事案の概要

- 1 控訴人は、外国語教室、学習塾の経営等を目的とする会社であるところ、控

訴人が開設する外国語教室においては、顧客に対し、生徒登録の際に必要なレッスンポイント数を予め登録させ、そのポイントを購入させるというシステムを採用しており、レッスンポイントの料金については、購入したポイント数が多くなればなるほどポイント単価が安くなる制度（以下「数量割引制度」という。）が採用され、中途解約に伴う精算にあたり控除されるべき消費済み受講料のポイント単価については、購入の際のポイント単価ではなく、役務提供済みポイント数以下で最も近いコースの契約時の単価とする旨の消費済み受講料精算規定（以下「本件消費済み受講料精算規定」という。）が定められていた。

本件は、控訴人の開設する田町校において英会話レッスンの生徒登録をし、控訴人との間で英会話レッスンの受講契約を締結し、レッスン料として600ポイント分（1ポイント単価1200円）を合計71万8200円で購入し、外国人スタッフと英会話できるVOICEルームの利用チケット10回分を合計2万1000円で購入した被控訴人が、上記受講契約を中途解約（以下「本件中途解約」という。）したことにより、本件の英会話レッスンが特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）における「特定継続的役務」にあたり、同法49条2項にいう「提供された特定継続的役務の対価に相当する額」は、本件の場合には、レッスン料については契約締結時（購入時）の単価1200円で計算した57ポイント分の6万8400円、VOICE利用については1回2100円として計算した4回分の8400円の合計7万6800円であり、契約解除に伴う損害については5万円であるから、前記契約金総額から上記各金額等を控除した61万2400円は本件中途解約により返還を受けられる権利があるとして、控訴人に対し、同金額及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

これに対し、控訴人は、本件中途解約に伴う精算金の算定にあたっては本件消費済み受講料精算規定が適用されるとして、被控訴人の請求を争った。

原審は、本件中途解約に伴う精算金の算定にあたり本件消費済み受講料精算規定を適用してその計算をすることは許されないと判断して、被控訴人の請求を認容したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 本件における当事者の主張は、当審における控訴人の主張の要旨を次のとおり付加するほか、原判決事実欄の「第2 当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(当審における控訴人の主張の要旨)

(1) 原判決は、特定商取引法49条の趣旨を、中途解約制度を設けるとともに、中途解約に伴い事業者が請求し得る金額の上限を画すことによって、特定継続的役務受領者（以下「役務受領者」という。）に中途解約権の行使を実質的に保障し、あわせて役務の提供を適正かつ円滑にして、もって国民経済の健全な発展を図ろうとするものとした上で、特定商取引法49条2項1号イにいう「提供された特定継続的役務の対価に相当する額」を算定するにあたっては、原則として当該消費者（役務受領者）が契約を締結した際の単価、すなわち、契約締結時の単価をもって計算しなければならず、合理的な理由なくこれと異なる単価をもってその計算をすることは許されない旨判示するが、下記のとおり、原判決の見解は特定商取引法49条2項の立法趣旨についての誤解に基づくものであり、原判決は同法49条2項1号イの解釈を誤っている。

特定商取引法49条2項の立法趣旨は、役務提供事業者が中途解約した役務受領者に対して多額の違約金の支払を迫ったり、既に支払った前払代金のうち未履行の役務提供部分に相当するものを損害賠償金に充当するとして返還しない等により、中途解約した役務受領者から中途解約に対する懲罰的な意味合いを有する金員を取得することを防止し、かつ、そうした懲罰的な経済的負担の威嚇効果によって同法49条1項の中途解約権の行使を実質的に妨害することを止めさせることにあり、その限りにおいて中途解約権の行使

の実質的確保を意図しているといえるが、既履行の役務提供部分の対価を事業者が収受することまでも制限するものではなく、したがって、特定商取引法49条2項1号イをもって、継続的役務提供契約の中途解約の際の既提供役務の対価に相当する額の計算方法について原判決のように何らかのルールを設ける規定と捉えるのは誤りである。

継続的役務提供契約が中途解約された場合の既提供役務に対する対価に相当する額の計算方法は、特定商取引法49条2項1号イの規定により一義的に決まるものではなく、役務提供事業者と役務受領者との間の合意があれば契約の問題として、合意がなければ合理的に推認される当事者の意思に従った精算方法によって決定されるものと解すべきであり、そうであるならば、その計算方法等についての合意等は、これが公序良俗に反し（民法90条）又は信義誠実の原則に反して役務受領者の利益を一方向的に害する（消費者保護法10条）などの特段の事情がない限り有効であって、合理的な理由がなく契約締結時の単価と異なる対価をもってその計算をすることは許されないとする原判決は、特定商取引法49条2項1号イの解釈を誤っている。

そして、本件消費済み受講料精算規定は、まさに上記の役務提供事業者と役務受領者との間における既提供役務の対価に相当する額の計算方法に関する合意であり、特定商取引法ないし同法49条2項の立法経緯及び趣旨に照らしても、また、数量割引制度の精算方法に関する取引慣行、関係法令・通達、行政の運用等に照らしても同法49条2項1号イにより何ら排除されるものではなく、その内容に照らしても、これが民法90条又は消費者保護法10条により無効となるような事情はないから、本件消費済み受講料精算規定は有効であり、本件中途解約に伴う精算金の算定にあたっては、本件消費済み受講料精算規定が適用されるべきである。

- (2) 仮に、当事者間の対価に相当する額の計算方法についての合意が特定商取引法49条7項を適用して無効と解される場合があるとしても、実際に無効

とされる合意とは、同法49条2項の趣旨に反して役務受領者に不利になる合意に限定されなければならないところ、同法42条2項の立法趣旨が上記(1)のとおりであることからすれば、同法42条2項に違反したとして同法49条7項により無効とされるのは、その内容が既提供役務の対価という名目で多額の違約金や未履行の役務提供部分に相当する対価（すなわち懲罰的意味合いを有する金員）を支払わせるようなものであって、これにより不当に中途解約権を制限する場合に限られるものと解すべきである。しかし、本件消費済み受講料精算規定は、その内容からしてこれに該当しないことは明らかである。原判決の見解は、特定商取引法42条2項の立法趣旨を誤解した結果、同法49条7項の適用範囲を不当に拡大させ、役務提供事業者の正当な事業活動を過度に制約するものであり不当である。

- (3) また、仮に、特定商取引法49条の趣旨を原判決判示のとおりとして捉えた上、その趣旨に照らし実質的に中途解約権の行使を制限する作用をもたらすような合意については、いかなる形式のものであれその効力を否定するとの見解を採用したとしても、以下のとおり本件消費済み受講料精算規定は同法49条7項の規定する「不利なもの」には該当しない。すなわち、当該契約条項が同法49条7項の規定する「不利なもの」に該当するか否かは、当該契約条項やその背景にある制度設計により役務受領者が享受できる利益をも勘案して総合的、大局的に判断されなければならないところ、本件消費済み受講料精算規定は、数量割引制度に伴うものであり、控訴人の数量割引制度によって被控訴人を含む受講者（役務受領者）は実質的に多大な利益を受けているのであって、他方、中途解約した受講者としては、もともと数量的割合制度の適用を受けなかった受講者と同様の単価で最初から受講したのと同じ状態に戻るだけであるし（それでも最も高い価格帯の単価のコースを受講している受講生と比較すれば、割引による利益を享受できている。）、他社の料金水準に照らしても、精算単価が不当に高額といった事情もない。

したがって、本件消費済み受講料精算規定が役務受領者の中途解約権の行使を不当に制限するものでないことは明らかである。

- (4) また、仮に、原判決が判示するとおり「提供された特定継続的役務の対価に相当する額」を算定する場合に、原則として契約締結時の単価をもって計算しなければならず、合理的な理由がなくこれと異なる単価をもってその計算をすることは許されないとしても、本件消費済み受講料精算規定を用いることには以下のとおり高度の合理性があり、本件消費済み受講料精算規定は有効である。すなわち、本件消費済み受講料精算規定を用いることに合理的理由があるかどうかは、①本件消費済み受講料精算規定ないし数量割引制度を用いることについての合理的理由の有無という控訴人側の事情と②本件消費済み受講料精算規定及び数量割引制度が受講者（役務受領者）にとって不利かどうかという受講者側の事情の双方を総合的に考慮して判断されなければならないところ、まず、数量割引制度は、役務提供事業者にとって中長期的な役務受領者を確保することで仕入れの単価を削減することに資する制度であるから、役務提供事業者にとって経済的合理性を有する制度であるし、コスト削減が役務の料金に反映されている限り役務受領者にとっても経済的合理性を有する制度である。そして、本件消費済み受講料精算規定は、数量割引制度を採用している控訴人の経営にとってなくてはならない制度であり、これがなくなった場合、控訴人の経営の見直しを迫られるばかりか、これによるコストがすべて受講者に転嫁されるため、かえって受講者全体の利益を害する結果となるのであって、その意味で、控訴人が本件消費済み受講料精算規定を採用するについては高度の合理的理由がある。他方、本件消費済み受講料精算規定及び控訴人の料金設定は極めて合理的な内容になっており、これにより受講者（役務受領者）の中途解約権を制限する目的などないことは明らかであるし、そもそも、控訴人の料金設定は、数量割引制度や本件消費済み受講料精算規定の故に極めて低価格となっているため、中途解約時に

本件消費済み受講料精算規定を基準に精算しても、受講者はなお利益を享受できる場合が多いのであり、実際に被控訴人も相当な利益を受けている。したがって、控訴人は、本件消費済み受講料精算規定を採用することについて高度の合理性を有する一方で、同規定は中途解約権を制限する作用をほとんど有しないものであるから、仮に、原判決の判断基準に従っても、また、原判決がいう特定商取引法49条2項の趣旨を勘案しても、本件消費済み受講料精算規定を無効とする余地はない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、被控訴人の請求は理由があるものと判断する。その理由は、原判決13頁9行目の「適性」を「適正」に改め、同16頁18行目から22行目までを削除し、次項のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほか、原判決理由欄の記載と同旨であるから、これを引用する。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、原判決が特定商取引法49条2項1号イにいう「提供された特定継続的役務の対価に相当する額」を算定するにあたり、原則として当該役務受領者が契約を締結した際の単価、すなわち、契約締結時の単価をもって計算しなければならず、合理的な理由なくこれと異なる単価をもってその計算をすることは許されない旨判示する点は、特定商品取引法49条2項の立法趣旨についての誤解に基づくものであり、中途解約に伴う既提供役務の対価に相当する額の計算方法につき、合理的な理由がなく契約締結時の単価と異なる対価をもってその計算をすることは許されないとする原判決は、特定商取引法49条2項1号イの解釈を誤っている旨主張する。

しかしながら、特定商取引法49条2項の趣旨は、原判決のように、継続的役務取引において、中途解約を申し出た者に対し、役務提供事業者が控除できる金額の上限規制を設けることにより、役務受領者が高額の損害賠償額又は違約金の控除をおそれて中途解約権の行使をためらうことがないように

して、中途解約権を実質的にも行使可能なものとするにありと解するのが相当である。たしかに、特定商取引法49条2項1号イは、役務提供事業者が既提供役務の対価を正当に收受することができることを確認的に規定したものと解されるが、役務提供事業者が役務の対価を前払金として受領しており、役務受領者から中途解約がなされ、その受領済みの前払金の中から既提供役務の対価に相当する部分を控除して返還するという場合において、前払金の收受に際して役務の対価に単価が定められているときは、原判決がいうように、その単価に従って既提供役務の対価を計算するのが精算の原則となるものと解すべきであり、合理的な理由がなくこれと異なる単価を用いてその計算をし、役務受領者の中途解約権の行使を必要以上に制限するのは、特定商取引法49条2項、同条7項の趣旨に反し許されないというべきである。

控訴人の上記主張は、特定商取引法49条2項の趣旨について上記と異なる見解を前提として立論されているものであり採用できない。

- (2) 控訴人は、既提供役務の対価に相当する額の計算方法についての当事者間の合意が特定商取引法49条7項を適用して無効と解される場合があるとしても、実際に無効とされる合意は、その内容が既提供役務の対価という名目で多額の違約金や未履行の役務提供部分に相当する対価（すなわち懲罰的意味合いを有する金員）を支払わせるようなものに限定されるべきであり、本件消費済み受講料精算規定はこれに該当しない旨主張する。

しかしながら、上記主張は、特定商取引法49条2項の趣旨について上記(1)に説示したところと異なる控訴人独自の見解に基づくものであって、特定商取引法49条7項により同条2項の規定に反し役務受領者に不利なものとして無効とされる特約が控訴人主張の内容に限定されるものと解することはできない。

- (3) 控訴人は、仮に、特定商取引法49条2項の趣旨を原判決のように捉えた

